失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第６０８号
和歌山県有田市新堂301番地１
申立人　栗山　　晋
本籍和歌山県有田市新堂664番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　栗山　建二
大正12年12月１日生
届出期間満了日　平成25年５月15日
和歌山家庭裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７３４号
静岡市清水区蒲原中408番地
債務者　有限会社クラッキ
代表者代表取締役　磯部　成範
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
４　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３号
愛知県半田市北二ツ坂町２丁目１番地の28
債務者　株式会社セイシンホーム
代表者代表取締役　西山　伸治
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　弘子
４　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目４番８号
債務者　有限会社トータルイイノ
代表者代表取締役　飯野　裕子
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　時枝　和正
４　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６号
静岡県富士市岩本字片平山488番地の５
債務者　有限会社山廣
代表者取締役　山本　幸子
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　利朗
４　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８号
北九州市門司区大里東口３番７号
債務者　株式会社サンワ
代表者代表取締役　前田　知則
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蓼沼　一郎
４　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前11時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６７号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1499
債務者　東邦運輸株式会社
代表者代表取締役　脇坂　澄生
１　決定年月日時　平成25年２月15日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田代　幸一
４　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１６号
埼玉県川口市芝宮根町１番13号
債務者　共栄産業株式会社
代表者代表取締役　大津　雅幸
１　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　高明
４　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県三木市別所町高木882番地
債務者　株式会社津村薫商店
代表者代表取締役　津村　克靖
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久米　知之
４　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６号
兵庫県淡路市大町畑1361番地
債務者　平和窯業株式会社
代表者代表取締役　圖橋　賢一
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幸寺　　覚
４　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０号
兵庫県高砂市中筋４丁目５番10号
債務者　株式会社中塚綜合建材社
代表者代表取締役　中塚　昭三
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　孝弘
４　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１０６号
滋賀県近江八幡市出町748番地　513号
債務者　間宮　寅栄
１　決定年月日時　平成25年２月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森野　有香
４　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１号
福岡県京都郡みやこ町犀川古川528番地１
債務者　角田　良文
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀　貴士
４　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係